

平成15年（2003年）

## 釧路広域連合議会議録

平成15年2月20日開会 2月定例会  
平成15年2月20日閉会

第1回2月定例会

釧路広域連合議会

平成15年第1回2月定例会

## 釧路広域連合議会会議録 索引

会期 自平成15年2月20日 至平成15年2月20日 1日間

2月20日（木曜日）第1日

議事日程	1
会議に付した案件	1
出席議員(19人)	1
欠席議員(2人)	1
本会議場に出席した者	1
議会事務局職員	1
開会宣告(午後1時16分開会)	1
会議録署名議員の指名(森江裕司議員、酒巻勝美議員)	1
日程第1 会期決定の件(2月20日の1日間)	1
広域連合長挨拶	2
日程第2 議案第1号ほか2件上程	2
提案説明	
三倉助役	2
質疑・一般質問	
那珂久雄君	3
伊東広域連合長	3
奈良輪久美子君	4
伊東広域連合長	4
奈良輪久美子君(再)	5
伊東広域連合長	6
藤田事務局長	7
奈良輪久美子君(再々)	8
伊東広域連合長	8
梅津則行君	8
伊東広域連合長	10
梅津則行君(再)	11
伊東広域連合長	11
土岐政人君	11
伊東広域連合長	12
藤田事務局長	13
土岐政人君(再)	13
伊東広域連合長	14
戸田悟君	15
伊東広域連合長	15
議案第1号ほか2件討論省略	
表決	
・議案第1号表決(起立多数・可決)	16
・議案第2号表決(可決)	16
・議案第3号表決(同意)	16
閉会宣告(午後3時3分閉会)	16
署名録	17
2月定例会議決結果表	18
質疑・一般質問発言項目一覧表	19
2月定例会議事経過	20

平成15年第1回2月定例会

## 釧路広域連合議会議録 第1日

平成15年2月20日(木曜日)

## 議事日程

- 午後1時開議  
 日程第1 会期決定の件  
 日程第2 議案第1号ほか2件(提案説明、質疑・一般質問、表決)

## 会議に付した案件

- 1 会議録署名議員の指名  
 1 日程第1  
 1 広域連合長挨拶  
 1 日程第2

## 出席議員(19人)

議長	21番	花井	紀明	君
副議長	12番	岩渕	鉄男	君
	1番	大津	泰則	君
	2番	松井	宏志	君
	3番	吉田	充夫	君
	4番	山田	忠孝	君
	5番	荒城	健一	君
	6番	森江	裕司	君
	7番	那珂	久雄	君
	8番	畠毛	善一	君
	10番	土岐	政人	君
	11番	奈良輪	久美子	君
	13番	戸田	悟	君
	14番	黒木	満	君
	15番	酒巻	勝美	君
	16番	月田	光明	君
	17番	梅津	則行	君
	19番	渡辺	慶藏	君
	20番	西	直行	君

## 欠席議員(2人)

- 9番 宮田 団君  
 18番 中村 正嗣君

## 本会議場に出席した者

広域連合長	伊賀	東良孝	君
副広域連合長	中島	守一	君
副広域連合長	銃者	和三郎	君
副広域連合長	棚野	孝夫	君
副広域連合長	高野	武市	君
助役	三倉	征敏	君
収入役	奈良田	秀榮	君
監査委員	大田	正一	君
事務局長	藤田	根誠	君
事務局主幹	山村	一	君

## 議会事務局職員

議会事務局長	南圭	壯君
議事課長	海老名	正一君
議事課総務担当主任	石原	篤君

## 午後1時16分開会

## 開会宣告

○議長花井紀明君 どうも皆さん、御苦労さまでございます。出席議員が定足数に達しておりますので、平成15年第1回釧路広域連合議会2月定例会は成立了しました。

よって、これより開会をいたします。

直ちに会議を開きます。

## 会議録署名議員の指名

○議長花井紀明君 会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第96条の規定により

6番 森江裕司議員  
 15番 酒巻勝美議員  
 お2人を指名いたします。

## 日程第1 会期決定の件

○議長花井紀明君 日程第1、会期決定の件を議

題といたします。

お諮りいたします。

今会期は本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長花井紀明君 ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日間と決しました。

この際、連合長から発言を求められておりますので、これを許します。連合長。

#### 広域連合長挨拶

○広域連合長伊東良孝君(登壇) 発言のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

釧路広域連合長を務めさせていただいております、釧路市長の伊東良孝でございます。

関係町村長、広域連合議会の議員の皆様には、それぞれこれから、新年度の予算や街づくりの施策等の重要な審議に係る市町村議会を控え、時節柄、何かと公務ご多忙の折、本日、ここにお集まりをいただき、平成15年第1回の釧路広域連合議会2月定例会を開催できましたことに、心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

さて、私は、広域連合規約に基づきまして、釧路市長就任後の昨年12月26日、関係市町村長の投票による選挙におきまして、広域連合長に選出され、各町村長の皆様には、それぞれ副広域連合長にご就任をいただいたところであります。

本広域連合につきましては、昨年8月12日の設立から半年が経過したところでありますが、この間、様々な課題を抱えながら、一歩ずつではありますが、広域連合のその目的に向けて歩んできたところであります。これもひとえに、関係市町村議會議員、各町村長、関係機関等皆様の特段のご理解とご協力の賜と改めて感謝を申し上げる次第でございます。

また、皆様方もご承知のとおり、過日、広域連合を組織する構成市町村の連携に大きな影響を与える事件が発生したところでありますが、地域住民の皆様をはじめ、関係各位のご理解とご尽力をいただきながら、本広域連合の目的に向かっての構成6市町村の絆と信頼を確認することができたのではないかと、ここに思う次第でございます。

ご案内のとおり、国の「ごみ処理に係るダイオキシン類の発生防止等ガイドライン」によりまして、ごみ焼却施設に対するダイオキシン類の排出基準が、昨年の12月1日以降、更に厳しい規制値が適用されております。

のことからも、本広域連合の処理する事務である、ごみ処理施設の設置、管理及びその運営に当たっては、広域ごみの適正処理、施設の安全・安定稼動及び環境

負荷の低減並びに財政負担の軽減等に関して十分に配慮し、当該事務を処理していかなければならないものと強く思うところでございます。今後とも最善の努力をしてまいる所存でありますので、皆様方のより一層のご理解、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

この後、新年度事業に係る本広域連合の平成15年度の予算のほか、各案件につきましてご審議いただくこととなっておりますので、何卒、よろしくお願い申し上げる次第でございます。

なお、ここで、本日出席いたしております、副広域連合長の方々を私の方から改めてご紹介をさせていただきます。

副広域連合長でございます、

釧路町の菅原町長でございます。

阿寒町の中島町長でございます。

鶴居村の鏡村長でございます。

白糠町の棚野町長でございます。

音別町の高野町長でございます。

以上で、皆様のご紹介を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

#### 日程第2 議案第1号から第3号まで

○議長花井紀明君 日程第2、議案第1号から第3号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。助役。

#### 提案説明

○助役三倉征市君(登壇) ただいま、議題に供されました各案件につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

はじめに議案第1号平成15年度釧路広域連合一般会計予算についてご説明申し上げます。

ごみ焼却施設の建設初年度であります平成15年度釧路広域連合一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年対比1,546%増の12億8,200万4,000円となっております。

まず、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

第1款 議会費につきましては、210万9,000円を計上いたしました。

第2款 総務費につきましては、6,459万5,000円を計上いたしました。その主な内容は、総務管理費で事務局職員の入件費などとして負担金、補助及び交付金5,605万9,000円、選挙費で9万9,000円、監査委員費1万1,000円などであります。

次に、第3款衛生費でありますが、平成15年度からのごみ焼却施設の建設工事着手に当たり、12億1,420万円を計上いたしました。

その内容は、施工監理費3,340万円、広域ごみ焼却施設整備に係る3カ年継続事業の初年度分の工事請負

費として11億8,080万円となっております。

第4款 公債費につきましては、一時借入金及び起債前借りの際に発生が想定されます利子の支払いに充てる経費として、10万円を計上いたしました。

第5款 予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしました。

次に、歳入の主な内容につきましてご説明申し上げます。

第1款 負担金につきましては、釧路広域連合構成市町村の負担金、合わせて、1億9,917万1,000円を見込み計上いたしました。

第2款 国庫支出金につきましては、国の補助事業の歳出予算との見合いにより、2億4,601万5,000円を計上いたしました。

第4款 諸収入につきましては、預金利子など1万7,000円を見込み計上いたしました。

第5款 地方債につきましては、広域ごみ焼却施設整備事業に係る衛生債、8億3,680万円を計上いたしました。

以上をもちまして、平成15年度釧路広域連合一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第2号釧路広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。特別職の職員で非常勤の嘱託職員の報酬月額等について、新たに規定しようとするものであります。

議案第3号収入役の選任について同意を求める件でございますが、釧路市の奈良敏秀収入役を適任と認め、選任しようとするものであります。

同氏の経歴につきましては、省略させていただきますが、人格、識見ともに優れ、釧路広域連合の収入役として極めて適任と存じ、ここに提案いたした次第であります。

以上をもちまして、各案件に対する説明を終わります。

よろしくご審議の上、原案どおりご承認、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

#### 質疑・一般質問

○議長花井紀明君 これより、質疑並びに一般質問を行います。

なお、質問は、あらかじめ定められました順序により、これを許します。

最初に、7番那珂久雄議員の発言を許します。7番那珂久雄議員。

○7番那珂久雄君(登壇) おはようございます。

完成後の運営について、維持管理の面を考えますと、大きいことがいいことだとばかりを申していられないような、そういう施設でございますので、私はこの機会に1項目2点について、お伺いしたいと思います。

まず、最初でございますけれども、当初、平成14年の9月の時点で焼却対象ごみ量ですね、これが191トンということだったわけでございますけれども、その5ヵ月後におきまして見直しが行われました。

その時点では177トンという、故に施設の規模についても260トンから240トンという縮小されたわけです。

この逼迫した財政下でございますので大いに歓迎するところでございますけれども、この説明を伺った時点では、減量努力によるものだと、こういうことでございました。

の中にはこの人口についての推移、当然これは考えていることだろうと思いますが、これらのことが示されておりません。

それで、この数値、今後ですね、変わりがないのかどうか。

また、施設の規模についても、今後変更がないか。

その辺と、もう一点は5ヵ月を経ずして規模が変更されたというこういう事態についてですね、若干甘かったというか、過大評価、過大見積りですね、こういうことがなかったのか、そういうことをちょっと確認も含めながらお伺いしたいと、このように考えます。

○議長花井紀明君 理事者の答弁を求めます。連合長。

○広域連合長伊東良孝君(登壇) 那珂議員のお尋ねの件でございますけれども、ごみ処理施設整備計画の変更についてどう考えるかということでありますが、この焼却施設規模は構成6市町村の人口推計あるいは、ごみ減量施策の取組み等を考慮して計画ごみ量、これは、平成22年度でありますけれども、これを推計しそれに基づいて、実は決定をいたしております。

平成14年9月の施設規模の算定に当たっては、国の基準に基づき構成自治体において、ごみの排出抑制や処理体制など、これはあらゆる面から十分内容を検討し可能な限りのごみ減量施策の実施を前提として1日当たりの対象ごみ量を191.11トンとこのように推計し、施設規模を260トンということにしたものでございます。

しかし、その後、この釧路市におきましては当該広域連合の焼却対象ごみ量の8割以上を占めるということから、更なるごみ減量施策の見直しがなされたところでございまして、当初、焼却処理を予定しておりました、街路や公園から排出される剪定枝及び刈草等につきましては、これをチップ化あるいは、堆肥化を図ることといたしました。

これにより、計画ごみ量は177.06トンと減少されるわけでありまして、したがいまして、この施設規模を20トン縮小し1日当たり240トンとこのように算定したところであります。

また、ごみ量及び施設規模の算定に当たりましては

構成市町村の将来人口の推計やごみ減量施策の取組みを総合的に、これは勘案をして決定しております、これ以上の見直しは現在のところ考えておりません。

既に、今回の計画変更に伴う生活環境影響調査結果の縦覧手続を2月13日から開始しており、3月13日から26日まで意見聴取を行うこととしているところであります。

以上であります。

○議長花井紀明君 次に、11番奈良輪久美子議員の発言を許します。11番奈良輪久美子議員。

○11番奈良輪久美子君（登壇） 発言通告に基づき質問を行います。

初めに、ごみ広域処理の住民の理解について、この点で3点伺います。

1つ目に、広域処理について住民への周知と理解をどのように進めてきたのか伺います。

2つ目に、広域処理の1番の目的であるダイオキシン対策について住民の理解は進んでいるのか伺いたいと思います。

3つ目に、建設予定地に近い部分に釧路町の昆布干場があるということで、釧路町の特産である昆布に風評被害が起きるのでは、という心配をされる町民の方も多くいらっしゃいます。風評被害の対応策についてのお考えを伺います。

次の項目は、焼却炉建設は延期をという項目で3点伺います。

1つ目に、関係市町村それぞれ別の種類やリサイクルの状況が各々あると思いますが、どのように取り組まれているのか伺います。

2つ目に、ガス化溶融炉の安全性についてですが、ガス化溶融炉はまだ新しい技術で、導入されて運転しているところもまだ数年しか経っていません。運転前のトラブルも多く聞きますが、安全性について確認されているのか伺います。

3つ目に、広域化が打ち出され、今日にいたるまでの経過の中で、住民との関わりが不足しているように思われます。ごみ問題は住民が納得して進めない限りリサイクルも減量も進みません。ごみ処理の方法を住民の知恵も借りて模索もし、住民が納得しての焼却炉建設に合意するプロセスが必要ではないでしょうか。

今はその合意ができているとは思えません。

焼却炉建設の延期を求めると思いますが、いかがお考えか伺います。

各々、ご答弁をお願いいたします。

○議長花井紀明君 理事者の答弁を求めます。連合長。

○広域連合長伊東良孝君（登壇） 奈良輪議員からのご質問についてお答えします。

6点についてありますが、まず広域処理について住民への周知と理解をどのように進めてきたのかとの

お尋ねであります。

議員ご案内のとおりごみの広域処理はごみ焼却施設から発生するダイオキシン類を大幅に削減するため、国を挙げて進められてきている施策であります。

当地域におきましても構成市町村におけるダイオキシン類削減の推進を図るため、平成10年以降、今日まで広域連携のもとに検討作業を進めてきたものであります。

ごみ広域処理及びダイオキシン類削減対策につきましては、これまで構成市町村議会における経過報告のほか、マスコミ報道や広報紙、住民シンポジウムの開催等を通じて理解を深めていただいてきたところであります。

特に、建設候補地から概ね半径2キロメートル以内の桂恋、三津浦及び白樺地区につきましては、町内会長からなる地域協議会を平成14年6月と7月にそれぞれ設置させていただき、地域の意見、要望をいただくための協議を継続的に実施をしております。

また、昨年8月以降は当該地域におきまして、住民説明会を開催し、焼却方式やダイオキシン類削減対策につきましては、パンフレットや図表などを用いて説明し理解をいただくよう努めております。

さらに2月13日本年でありますが、生活環境影響調査結果の縦覧手続を開始しておりますが、3月初旬には、この内容につきましても住民説明会を開催することといたしております。

このたび、施設規模を当初1日当たり260トンから先程もご論議いただきましたように、240トンに縮小することにより、より一層の環境負荷の低減を図ったところでありますて、大気、騒音、振動、臭気このいずれも予測評価項目につきましても、国の定めた環境基準値等を大幅に下回っておりまして、周辺環境への影響は少ないとの結果が出ております。

今後とも構成市町村の広報紙やマスコミ報道等で情報を積極的に住民の皆様にお知らせをしていくほか、住民説明会等の開催を通じて広域ごみ焼却施設等に対する住民の理解が深まるよう努めていきたいと考えております。

次に、風評被害の対応策についてであります。平成14年12月以降の新設焼却炉につきましては、排出ガス中のダイオキシン類濃度を1立方メートル当たり0.1ナノグラム以下とするという極めて、非常に厳しい規制値をクリアすることが施設稼動の許可条件となっております。

施設建設に当たりましては、ダイオキシン類の発生を極力少なくするよう最新の技術を取り入れてまいりますが、今回の施設規模の見直しにより排出ガス量が減少し、ダイオキシン類の発生量がさらに削減されるなど、環境保全に十分配慮した施設づくりを目指しているところであります。

また、施設の稼動後は国の定めた基準に沿って安定した運転管理を行っていくことで、周辺環境に与える影響はほとんどないものと考えております。

道内他地域においては、海岸近くや、あるいは畑作地帯の中に焼却施設を設置しているところが多くあり、特に釧路地域だけが風評被害を受ける特殊な立地条件になっているとは考えておりません。

次に自治体の分別、リサイクルの状況についてというご質問でございますが、構成6市町村のごみ分別収集状況は粗大ごみを含めて5分別となっており、全ての市町村において可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみの分別収集を行っております。

ごみとして排出される資源物のリサイクルにつきましては、全ての市町村に資源化施設、公設またはこれは民間問わずであります、これが稼動しております、容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画を策定して、資源物のリサイクルを進めております。

また、容器包装以外の新聞雑誌等につきましても、分別収集に取組んでいるところであります。

このほか、ごみの排出量を抑制するため、家庭や事業所における生ごみコンポスト処理あるいは処理機等による、自家処理の取組みを推進しており、それぞれの市町村でコンポスト容器や電気生ごみ処理機の購入助成などを行っているところであります。

また、お尋ねのガス化溶融炉の安全性ということであります、広域ごみ焼却施設の方式につきましては、広域の方で5名の学識者による技術検討委員会を設置いたしまして、専門的見地から釧路地域に適した焼却方式について比較検討をしていただきました。

その結果、ガス化溶融炉のうちシャフト炉式、流動床式、キルン炉式の3方式がその委員会から推薦をされております。

ガス化溶融炉は、既に多くのメーカーが廃棄物研究団の技術評価を取得しております、ダイオキシン類の排出基準など、法的規制を十分にクリアしている確立された技術と認識しております。

既に多くの自治体で実機施設が安定して稼動しており、さらに施設の稼動に伴って技術改善が進み、優れた焼却方式になるものと考えております。

釧路地域に建設予定の焼却施設につきましても、万一の事故や災害時にも周辺住民の皆さんに悪影響を及ぼすことがないよう、最新技術を採用し幾重もの安全対策を講じることしております。

焼却するかしないかも含めて、このごみ処理の方法を住民の知恵を借りてどうかと、このようなご提言であります、平成10年9月に管内10市町村による釧路支庁管内ごみ広域処理検討協議会が設置されて以来、焼却、堆肥化、燃料化などごみの広域処理のあり方について真剣な検討がなされてまいりました。

この中で住民、行政、事業者が一体となって可能な

限りの排出抑制、再資源化、減量化に努めることとし、中間処理施設においては資源物やエネルギー回収を行い、ごみの減容化・減量化を図ることとしたところであります。

地域住民に対しましては、積極的なごみの分別及び排出抑制、再資源化に取り組むこととし、廃棄物循環型社会の構築を図り、最終処分場の延命化に努めることとしております。

これらの一連の検討経過を踏まえてごみ焼却処理につきましては、高度減容化と平成9年1月に国が策定したダイオキシン類の削減対策を適切に実施していくために、管内1ヶ所に焼却施設を設置し、可燃ごみを処理することとしたところであります。

今後とも住民の皆様のご意見や提言を踏まえまして、適切なごみ処理に努めてまいりたいとこのように考えているところであります。

以上でございます。

○議長花井紀明君 11番奈良輪久美子議員。

○11番奈良輪久美子君（登壇） 2回目の質問を行います。住民への周知と理解をどのように進めてきたのかという問題ですが、平成10年から協議を行い今の広域連合に至ったわけですが、その間に行政が行ったことは、机上のごみ処理の計画を作り、大型の焼却炉を作ることを前提にコンサルタントに建設地を調査させ決定し、運営主体が広域連合という形になったわけですが、ここまで経過をみるとスケジュールが先にあって、國の方針どおり進んできたという印象を持ちます。

住民説明会も先程連合長の答弁の中では、近隣の住民や町内会長からなる地域協議会をもち、実施されてきたということですけれども、関係市町村の担当課がそれぞれの自治体で行うということも先日お聞きしましたが、それがどれだけされているでしょうか。

推進協議会として行った管内の住民対象のシンポジウムは、一度きりで参加者は約200人。

宣言が不十分だったのではという声を聞いています。

住民への説明が不足しているのではないかというふうに考えますが、この点について再度伺いたいと思います。

1点目とつながりますけれども、先程来、十分説明も行ってきたかのようなご答弁でしたけれども、私は説明の不足があるのではないかというふうに感じています。

その説明の不足によって、多くの住民が「何のために広域処理で焼却炉をつくるの？」ということを住民自身が理解していないということではないでしょうか。

最大の目的であるダイオキシン処理ですけれども、どれだけの住民がこの深刻な問題に関心を寄せているでしょうか。

例えば、釧路消費者協会が、販売される家庭用ラップの市場調査を行って、その54%が塩ビ系だという結果が昨年の8月に発表されました。

これは、他の地域より多い結果になっています。

ご存知のように塩ビを燃やさなければごみの焼却時のダイオキシン量は確実に減るという実践例もありますし、厚生労働省の認めるところもあります。

塩ビラップに対しての関心度が低いということはごみについての関心も低いと思います。それが、ごみ量が減っていないという結果にもつながっているのではないかでしょうか。

環境問題とあわせて分別、ごみ処理についてもっと時間をかけて住民説明を行えば、物を購入する段階やごみの出し方まで、もっと変化が見られるのではないかでしょうか。

この点についていかがお考えでしょうか。

風評被害の問題ですけれども、結論を言いますと施設の基準上、風評被害が起きるとは考えていないということで、この地域でこういうことが起きるということは考えていないということでしたけれども、事故が起きないというそういう保障はありません。

もし、こういった事故とか何かトラブルが起きた時、またそういった時の対策をお聞きしたいと思います。

次に焼却炉建設の延期に関わってですが、1つ目の分別、リサイクルの状況ですけれども、それぞれの自治体で5分別の収集を行い、それぞれの資源化施設も管理されているということでしたけれども、確かに白糠町ではプラスチックごみの分別もされていると思います。

容器包装リサイクルの中でもペットボトルしか行っていないところもあれば、そういうプラスチック類の分別を行っているところもありまして、関係市町村とも分別の種類や資源化率もまちまちです。

しかも、この分別リサイクルはどこも取組みが始まっています。

割りばしの回収など高校生や企業の協力ももらって行っている市民団体もあり、こういった活動の応援こそ急ぐべきです。

また、分別リサイクルもある程度までいくと限界が起きます。プラスチックの分別となると表示を見ても、何をどう分けていいのか分からぬし、分別の種類が少なくとも1人暮らしの高齢者など、苦労していると思います。

共働きの家庭などは分別や生ごみの堆肥化など、丁寧に行う時間はあるんでしょうか。

今のごみを複雑にしているのはプラスチックごみです。

だから、ガス化溶融炉のような高度な焼却炉ということでしょうが、しかし、複雑にしているのは住民ではありません。

平成12年6月に出来た循環型社会形成推進基本法は、出てくるごみを出来るだけ減らす「リデュース」が1番目に位置付けられましたが、そこを本当に行おうとすれば、物を作つて売る生産者自身が廃棄まで責任を負うというヨーロッパのような法律ができなければ解決しないと思います。

国に対してそこのところの法整備を望みますが、いかがお考えでしょうか。

ガス化溶融炉ですが、このガス化溶融炉はガス化した時点で有毒ガス、重金属が出るのではないかと指摘する学者もおり、また、分解したダイオキシンが再合成される可能性もあります。

そういう疑問に対しての明確な答えは、まだ出ていない発展途上の技術だと思います。

こういった危険性を背負うのであれば、従来型の炉であれば何か起きた時に手に負えるのではないですか。

また、小型化してもガス化溶融炉は建設費やランニングコストが高いものです。

平成13年に稼動した北見の焼却炉は流動床式焼却炉ですが、ダイオキシンは新基準の0.1ナノグラムに対し、0.01ナノグラムです。広域処理計画が掲げるごみ処理は従来型の炉でも対応できるのではないかでしょうか。この点を伺います。

私が考えている住民との議論不足、ガス化溶融炉の安全性の未確認、こういったことがあっても計画どおり進めいくのか、再度伺いたいと思います。

○議長花井紀明君 理事者の答弁を求めます。連合長。

○広域連合長伊東良孝君（登壇） 奈良輪議員から再度のご質問をいただいたところでありますけれども、この中で一口に言えばごみの中に含まれる塩ビプラスチック等々、国にその規制を求めるべきだと言うお話をあるわけですが、ごみのいわゆる中身、及びその成分につきましては、これはかなり多岐にわたっておりますし、概に国が全てのその原材料を今この段階で規制するというのは難しいかというふうに思うところでございます。

また一方、14年の12月1日から従来の比較にならないほどの厳しいダイオキシン類の規制が数値として、これはもう掲げられておりまして、これをクリアするというのが、一方では、自治体に課せられた責務であろうかと思います。

私どもも急ぎすぎではないかというお話をありますが、私は、日本の他の自治体のごみ処理に比べれば、この釧路の広域の処理のスピードというのは、逆に早い方ではないと、本来であればもう少し早い形でこれはなされなければならなかつたのかな、という思いがするくらい、全国他市町村ではこのガス化溶融炉を含めて、新しい焼却炉の建設に今まさに進んでいるところ

ろでございまして、この点につきましては、我々もしっかりこれまで技術検討委員会を含めて、何度も何度もですね検討し、あるいはそれぞれのメーカーの皆様方からのデータ等々もいただきながら、計画の推進を図ってきたところであります。

先程もご答弁申し上げましたように、この管内におけるごみの広域処理につきましては、基本的には循環型社会の実現ということを目標にしておりまして、ごみの減量化、資源化あるいはまた環境保全を基準とした、ダイオキシン対策というものを行って本計画を進めてきたところでございまして、私はこれを際限なくといいますか、この先さらに時間をかけて検討してはというお話のご指摘でありますけれども、なかなか先送りはできないものとこのように考えているところであります。

焼却施設の規模等につきましても、先程お答えをさせていただきましたけれども、とにかく大幅なごみの減量化を図る、そして、それに向かって可能な限りダイオキシンを出さない、というこの処理体制を早急に構築していかなければならないという観点から、現在の予定されております焼却炉の工事の着手年度を遅らすこととは、これは難しいものとこのように考えているところであります。

残りの風評被害の事故が起きた場合の対策、あるいは管内一度きりで200人しか説明会をやっていない、この質問につきましては、事務局長の方から答弁をさせていただきたいと思います。

○議長花井紀明君 事務局長。

○事務局長藤田正一君(登壇) 奈良輪議員の方から再度のご質問でございまして、連合長がご答弁申し上げた以外のことについて若干の方からご答弁申し上げたいと思います。

まず、住民への周知の関係でございます。

私ども、この計画が持ち上がりまして当然住民の周知というのは大変大事なことだとこのように認識してございまして、それぞれこの周知につきましては、先日の説明会の中でもお話を申し上げましたように、それぞれの自治体が責任をもって各住民の皆様にお知らせすると、このようになっている訳でございまして、それぞれ各自治体における議会でのご報告等々そういった取組みがなされているものと、このように考えているところでございます。

とりわけ私ども、もっとも身近なこの建設予定地周辺につきましては、この13年度におきまして住民の説明会等々も実施してございますし、更には14年度につきましては、先程地域協議会というようなお話をされましたすけれども、この町内会長さんからなる地域協議会ばかりではなしに、それぞれの町内会さんのお求めに応じまして、それぞれ町内会単位で私ども出向きましたでございましてご説明にあがっているところでございまし

て、この点につきましては、今後ともそういったご要望があれば、さらに引き続きそういった対応をとってまいりたいとこのように考えているところでございます。

それから、何点かご質問ございましたけれども、ごみの減量等との関係でございます。

ご指摘のとおり、いわゆる塩ビのラップ等含めましてごみの分別、あるいはそのごみの減量ということに対する関心がどうなってくるのか、ということは大変大事なことでございまして、私どももこのごみの焼却施設の建設に当たりましては、そういったこととあわせて検討しながら進めさせていただいている訳でございます。

先程もご答弁申し上げましたように、この各構成市町村における可能な限りのごみの減量ということが前提にこの計画が進んでございまして、したがいましてそれ構成市町村においてこのごみの減量については、十分住民の皆さんにご認識をいただき関心を持っていただくよう進めてまいっているところでござります。

それから、風評被害あるいはその事故の場合どうするのかというようなお尋ねでございますけれども、私どもまずはそういった事故等が発生することがないよう、万全の体制をとることが、まずは第一であろうとこのように考えてございまして、今回具体的に15年度から建設に着手させていただくわけでございますけれども、それに先立ち、やはりそういった事故等が起きないよう、あるいは施設の万全を期するよう、十分なる技術的な審査等の事務を行わせていただきたいというふうに考えてございます。

また、建設に当たりましては、そういった建設時ににおける十分な対応を図っていく、さらには建設後の管理・運営ということになってまいりますけれども、何と申しましてもそういった事故が起こらないような、十分な点検なりあるいは補修なり、あるいは適切な維持・管理ということが大変大事でございまして、そこがまず前提となってまいります。したがって、そういった対応に十分意を用いながら、さらには具体的な法定されたさまざまな排出ガス等の分析等も義務付けられておるわけでございまして、そういった点についても十分住民の皆さんにもお知らせしながら、信頼関係を築いてまいりたいとこのように考えておるところでございます。

それから、分別の関係で1点お尋ねございました、プラスチックごみの関係でございますけれども、いわゆる生産者が義務を負うべきだというようなご提言でございます。

私ども、構成自治体としてもそのように考えてございまして、実はこういったその生産者の責任、拡大生産者責任とこのように呼んでございますけれども、国

におきましても今、そういう方向での流れの中でさまざまな基本法なりあるいは対策がとられてまいっているわけでございます。

容器包装リサイクル法もそういう流れの一つでございますし、自動車リサイクルの関係についてもそういった流れの一つでございます。

また、こういったその拡大生産者責任を徹底させることとは、大変大事なことでございまして、それぞれ国に対して全国都市清掃会議等々そういった清掃に係わる自治体の関係団体もございます。そういうたるいは全国市長会等もございます。

そういう中でさらなる具体的な前進が見られるよう、さまざま団体を通じて要望を申し上げているところでございます。

それから、もう1点。ガス化溶融炉でなくとも従来型でもよろしいのではないかとこのようなお話をございます。いわゆるその連合長の方からも若干ご答弁ありましたけれども、技術検討委員会を設けまして、この方式については十分なご審議をいただいてまいりたところでございます。

その中でいわゆる従来炉、いわゆるそのストーカ炉に灰溶融炉を付けたもの、その従来型のものと、それからガス化溶融炉といったものをそれぞれ、総合的に技術評価、詳細な専門的な見地からの評価をしていただきまして、その中で今回的方式の決定を見たということでございまして、十分その点につきましても、客観的な審議をしていただきまして、今日の決定を見たところでございますので、その点につきましてご理解を賜りたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長花井紀明君 11番奈良輪久美子議員。

○11番奈良輪久美子君（登壇） 答弁漏れといいますか、私の質問にきちんとした形でお答えしていただいている部分があるかと思いましたので、3回目の質問をいたしますが、風評被害のところでいいますと、事故を起こさないように最大限努力するというようなお答えだったと思いますけれども、もし事故が起きた場合、あとトラブルとか、運転前にもトラブルがつい最近起きた地域もありますけれども、もしその事故が起きた時にどういう対応をするのか、ということを先程お聞きしたわけです。

それから、ガス化溶融炉の部分でいいますと、技術検討委員会ですか、そちらで選んだ方式をご理解していただきたいというような形だったと思いますが、広域処理が掲げる目的といいますか、それは従来型の炉でも十分対応できるのではないかという質問をしたわけですが、この点についてのお答えがなかったので、この2点についてお聞きしたいと思います。

○議長花井紀明君 理事者の答弁を求めます。連合長。

○広域連合長伊東良孝君（登壇） 再度のお尋ねでありますけれども、事故が起きた場合、これは原子炉とかですね発電所と違いまして焼却炉ですから、これが予想のカロリーが上がらないとか、あるいは何らかのトラブルで、これは停止することはある得るかと思います。

しかし、これは大爆発を起こしたりですね、何かするような原子力発電所とかそういうものとは違いますので、通常の焼却炉でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

先程、事務局長がお話しておりますのは、そういう観点の中でですね、これは機械ですから、壊れないことはない、トラブルが間違いなく絶対起きない話ではない、というもちろんそういうことはあろうかとは思いますけども、しかし、いわゆる重大なその地域に大被害をもたらすような施設ではないということをまず、大前提に私どもはとらえておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、従来炉型というお話をございますけれども、従来の焼却炉では国のこの14年12月1日からのダイオキシン類の発生基準をクリアすることができません。

ですから、これはガス化溶融炉なり何なりで、もう0.1ナノグラムというですね、極めて厳しい基準を与えられておりますから、日本全国の焼却炉を持つ自治体がその従来型の炉を廃止して、あるいは新しいこのような技術のもとに焼却炉を建設しているわけでございまして、従来炉で済むということであればですね、誰も苦労しないなというふうに思っているところであります。

以上であります。

○議長花井紀明君 次に17番梅津則行議員の発言を許します。17番梅津則行議員。

○17番梅津則行君（登壇） それでは、広域連合の予算を決める議会ですので、何点かについてご質問をさせていただきたいと思います。

それでは最初に、いま連合長の方からガス化溶融炉についての原子力発電所とは違うということが、最初にお話されましたけれど、確かに構造上のことを含めてそうではありますが、ただ、私たちがしっかりとその前提としておかなければならぬことがあるのかなと思います。

それは、98年のドイツで起こった事故は大変大きな事故であったと、ご承知のとおりだと思いますので、有毒ガスが外部に流れて実際には59人が被害を受けていました。

これが、ある雑誌に書かれていた南ドイツの新聞で紹介をされていますから、それが、メーカーの10社の中の1社ということじゃありませんけれども、関係するところの機種ということもあったかと思います。

ですから、私は安全であるという前提ではないということがあるので、その視点から質問をさせていただきたいと思います。

それは何かといいますと、いまお話したとおり、とりわけ技術がしっかり確立されていないガス化溶融炉ですから、いろんなトラブルがいま実は起きているわけです。

12月までに何とか皆、間に合わせなきゃならないということもあったんだろうと推測されますけども、実はこの12月に稼動する予定だった道内の歌志内市のごみ広域処理施設エコバレー、これが、実は試験運転中の9月上旬にガス化溶融炉から出るスラグが排出されないということが起きました。

これは、単純な、角度がちょっと足りなかったという設計ミスというお話もあったようです。

しかし、その後また試験運転中に今度は第2次燃焼炉の損傷も起きていると。これは2次燃焼炉の壁が燃焼ガスの溶融スラグが耐火材を侵食すると。耐火材の水抜き不良じゃないかというような説明がされたと聞いています。

その話の中で、雑談の中で、メーカーの関係する方が、北海道の寒さは想像以上だったというようなそんな予想外の凍結だったというそんなことまで話される中身ですから、少々、私は大きな不安を持たざるを得ないと思うんですね。

同じように12月に全面稼動の予定のごみ処理施設に実は歌志内と同じメーカーのキルン式のガス化溶融炉ですが、出雲市でこれまたトラブルがありました。

フル稼働が2月に延期されてさらに無酸素状態で蒸し焼き状態になるはずのところのガス化の部分に酸素が入るというトラブルがあって、要するに燃焼するという現象が起こるわけですね。それで、5月まで再延期になると。

実はここも広域処理でやっていて、そのエリア内に7つの焼却炉が、既存炉があったそうですが、それは1回止めているわけで、11月に廃止しているので、それじゃ、燃やせなくなつたということで今度はそのごみを置く所のセンターのピットが満杯状態になっていくと。

こんなふうな事故が、事故といいましょうか、トラブルが起きていること、ここにしっかりとこれから広域で建設するに当たって、しっかりととした視点を持たなければならない。そこで、お聞きしたいと思います。

今、3つの機種からさまざまな形で今、試行錯誤されていることと思いますが、連合事務局でそういう全国のトラブル情報をどのようにどんな内容のことを集めているのか、そしてその中で、もし作っていくという段階になってきた時に、教訓にすべきことがどんなことがあるのか、誰にしたって事故やトラブルが起きたら困るわけだから、それを起こさないために広域連

合としてトラブルを起こしてからどんな点を学んでいるのか、その点をまず第1点目にお聞きしたいと思います。

2点目には、ごみの処理建設をめぐっては、先程米言われているとおり、ダイオキシンの排出基準が大変強化されていますから、実はその採用で全国で大型焼却炉の建設、小型もあるんだろうと思いますが、建設稼動が相次いでいることがあります。

その中で各種激しい受注競争も展開をされているとお聞きするわけです。

そこで、メーカーが談合を繰り返しているのではないかと、こういう疑惑がかなてからあるという指摘も、あるマスコミ関係者の本の中にも指摘をされておりました。

それを裏付けるように98年の9月には、公正取引委員会がこのメーカーの16社に独占禁止法の疑いで立ち入り検査をしていること。

同じく99年の8月には、メーカーの5社に対して公正取引委員会が不法な取引制限ということで排除勧告を出すなどの、こういう報道事実もあったと記憶しております。

さらに最近では、全国のごみ処理施設受注をめぐって約3億6,000万円の工作資金が地元対策費に使われたなどという報道もされています。

そこでお聞きしたいと思います。建設工事に当たっていく場合にこのような談合は当然排除しなければなりません。チェックをする第三者機関というのを設置すること、このことを検討したらどうかと思います。

長野県では、皆さんご承知のとおり2000年11月に成立了公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨にのっとって自主的に第三者機関を設置して、ゼネコンと言われるところの談合を認定したというような報道もされていると思います。

こういう点は大いに参考にしていただく必要があると思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

3点目は、いまいろいろこれから建設工事に当たってメーカーの方々が議員の皆さんとのところにもご挨拶に来ているというお話をお聞きしております。

私は一番はやっぱり安全性をどういうふうに考えるかということが必要なことだと。その段階では、試験段階も含めてトラブルが発生した時に、ある市では補修修理の費用はメーカーにすると。一時ストップした時のごみ処理はこれもどうだろうかと、そういうことも話をされているし、実際にそういう契約もされてるようなお話もお聞きしているところです。

こういうことも含めて広域連合としてこういう対応もある程度考えるべきではないかと思いますが、その点のお考えをお聞きしたいと思います。

最後に4点目です。なんといってもダイオキシンの発生が一番気になると。これが一番の住民の皆さん

不安です。

そして、先程申したようなトラブルによって、皆ドイツのようなことがないだろうか、いや、それとは違うことなんだと説明が必ずされるわけですけれども、1回起きてからでは弁解ができない。

そういう点では連続的にダイオキシン類の排出状況を把握できるそういう機械ができていると聞いています。

2001年の時のダイオキシン国際会議の会場で紹介されたドイツのAME SAという装置だそうですが、要するに今までダイオキシンの測定をするのは立ち上げしてから1時間以上たってからでしたかね、どれぐらいあるかということをその部分だけ測ることになるんです。

だから、連続して1週間なり2週間なり4週間なり測ってはいない。

だから、連続して数値が測れる機械ができていて、もちろん、技術的には十分ではないというご指摘もあるようですが、その点では検討のまだ余地があるものかもしれません、ただダイオキシンの国際会議で発表された中身でいま注目されている中身とそういう機械と聞いておりますから、これはしっかりと検討の余地があるんじゃないでしょうか。

ある本によると1,000万円くらいの費用で設置できるっていうんだから、それは検討の余地がないとは言えない、このように思います。

そういう形で、住民の不安に応えるべきじゃないかなと思うんですが、以上4点について1回目の質問とさせていただきます。

○議長花井紀明君 理事者の答弁を求めます。連合長。

○広域連合長伊東良孝君（登壇） 梅津議員のご質問にお答えをいたします。

最近の施設トラブルについて、どのような情報を収集しているかというお話をございました。

施設のトラブルにつきましては、その原因と対策について当該自治体への聞き取り調査、マスコミ報道、インターネット、さらにはまた、当該メーカーからのヒアリング、稼動施設の状況調査等を通じてあらゆる面にわたって情報収集をしているところであります。

平成14年12月のダイオキシン類の排出規制強化を受けて、平成12年度から13年度までに工事着手した全国のガス化溶融施設が、本年の3月末の完成を目指して一齊にいま試運転に入っているところであります。

先程、歌志内市の例、あるいは出雲市の例を挙げられたわけでございますけれども、これらの試運転期間に一部自治体の施設にこういった施設におきまして、新規稼動に伴う初期トラブルが発生し、設備の手直しが行われていることは我々も承知しているところであります。既に自治体からのごみを使用した燃焼試験

を再開していると聞いており、正式引渡しの目途はたっていると聞いているところであります。

しかし、いずれにいたしましても、ごみ焼却施設のこれは大型の機械プラントでありますから、おおよそこれらの機械装置を初めて稼動させるときには、程度の差はあれ何らかの不具合が発生するというのは、よく私ども耳にする話であります。重要なことはこれらの不具合が試運転期間にいずれも発見され、原因究明と適切なその後の対策が施され、正式引渡しになっていること。

その時点では仕様書に基づく性能が全て満足されているということが、重要だと考えております。

当広域連合の工事発注までには、しばらく間がありますので、これらの点に十分着目して全国各地の情報収集に努め、今後の発注に伴うこの事務作業に反映をさせてまいりたいと考えています。

次に、その発注をめぐる問題がたくさんあるかと、どのような対策を、というお話をございましたが、本広域連合の工事発注作業は構成6市町村の職員からなる技術審査に係る組織を新たに設置いたしまして、事前に十分な技術審査や入札条件の検討を行った上で、釧路市の契約事務の手続に準じ、これは所定のルールに基づき公平なあるいは公正な入札を確保したい。

また、入札の結果につきましても、公開をしてまいりたいと考えているところであります。

また、契約につきましても広域連合議会の議決を経て、本契約を締結することとなっており、本議会による十分なチェック機能が働くものと考えているところであります。

第三者機関というお話しでございますが、今度はその第三者機関がどのような内容になるのかという、新たな問題の発生にもなるかと思いますので、明確な規程のない第三者機関よりは、私はこの議会が、本広域連合議会が、しっかりとやはりその役割を果たすべきだと、このように考えているところであります。

さて、トラブル対策についてありますが、焼却施設の正式稼動後は、これは年間スケジュールによって計画的に点検、補修を行い、大規模な補修工事の発生を防いでまいりたいと思います。

具体的には2機ある焼却炉を交互に運転しながら、作業員が炉内に入れて行う点検を1炉当たり年3回以上実施し、軽微な補修作業もこの期間内に行うこととなるわけあります。

点検補修の期間は1炉だけの運転となりますので、この場合ゴミ貯留ピットへの容量に余裕を少し見込むなどしながら、年間をとおして支障なく処理を行ってまいりたいと思う次第であります。

先程から申し上げましたように、6市町村の職員からなる技術審査に係る組織を設置して、この入札に至るまでの事務作業を進める中で、もちろんメーカーの

責任等々につきましても、あるいは保証期間等につきましても、入札前のこれらの要件にさせていただく予定になっております。

さて、西ドイツのダイオキシン採取装置というお話をありがとうございましたが、これはAMESAという機械だというふうに聞いておりまして、ドイツで開発されたダイオキシン類の採取装置であると聞いております。

これは採取装置でありまして、発生量を連続測定する装置ではないというふうにも聞いているところであります。

また、この装置によるダイオキシン類の採取方法は、日本国内ではまだ正式な測定方法として認められていないということから、測定結果も法的な根拠はないものと考えられるわけでありますし、さらにこの装置の維持管理にも多額な費用が必要となることから、現在同装置の採用は考えていないところであります。

以上であります。

○議長花井紀明君 17番梅津則行議員。

○17番梅津則行君(登壇) いま、質問に答えさせていただきましたが、メーカーのおっしゃることはこの間のダイオキシン類の発生についてですね、全国でいろんなところで問題になっていることは、さまざまありますが、実は基準値以下になっていることの抜きがたい不信感が、実はその地域の中でもあるということはご承知のとおりだと思います。

実は、測定の日にだけ活性炭を吹き込んでいた例があったり、塩ビのたぐいを除去して燃焼したりとか、それから、風上の土壤を測定していくなどの、そんなことが指摘をされているところだと思います。

ですから、いろんな分野でいろんな住民の方の不安をもたれるのは、ある意味では当然、至極当然のことと、そういう流れが1つあると思います。

出雲市では試運転の時に、やはりその安全をチェックする機関を設けている。

こういうことはやはり実際にはやっているわけですから、皆がみんな安心していいよという状態で進んでいるわけでは決してない。この建設にめぐることですから、住民の皆さんのが1つでも2つでも具体的な不安を持っている段階で、行政として広域連合として、きちんとしたチェック機関を第三者も入れて、試運転も含めてそういう設置をしていくのは、私はごく自然の流れであり、それは、住民の皆さんに応えることにもなると思います。

もちろん、広域連合の中でのこういう議論の中で、しっかりとその点についても、明らかにしつつ、しかしいまの流れはいろんな分野で考えてみても、そういう住民の皆さんのが参加をする安全性をチェックする第三者機関というのを、やはり必要だと、私は考えております。

そういう点から、その点につきまして再度の連合長

の答弁をお聞きして、私の質問を終わります。

○議長花井紀明君 理事者の答弁を求めます。連合長。

○広域連合長伊東良孝君(登壇) ただいまの廿二あるいはいい加減なチェックをしているところの例を、あげていただきましたけれども、私どもの目指すこの広域のごみ処理、そしてまた、ガス化溶融炉の導入はこういう政府の厳しい、いわゆる14年12月1日をもってスタートしたこの厳しい0.1ナノグラム以下というダイオキシン類の排出規制をクリアするために、この焼却炉を高額の費用をかけて、これだけの皆さんのご協力を得て、実施、実行しようとするものでありますから、ましてや風上の土壤を測るとかですね、検査をする日に活性炭を吹くなどというそういうような、甘いインチキなことは全く、毛頭考えておりません。また、する必要ももちろんないと思います。

そういうことがあればですね、それは、性能が保証されないとということになればですね、それは、もちろんメーカーの責任に帰するわけでありまして、私どものとの当初の契約とは違う内容になりますので、そのようなことのないような、私どもは当初からきちんとした約束でメーカーと契約をさせていただきたい、このように思っているところであります。

第三者機関につきましては、現在のところ特別考えておりません。今、この議会及びこの管内でつくる協議会等々がございまして、また、皆様方のご意見を踏まえながらですね、これから、この議会の中で検討していきたいとこのように思う次第であります。

以上であります。

○議長花井紀明君 次に、10番土岐政人議員の発言を許します。10番土岐政人議員。

○10番土岐政人君(登壇) 土岐でございます。質問通告にしたがいまして、ご質問させていただきます。

私の質問の中心は、現在及び今後広域連合の果たす役割についてであります。

広域連合の規約によれば、この組織は「ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務を処理する」とあり、施設については焼却施設と最終処分場及び関連周辺施設ということが、該当するようです。

言いかえれば、広域連合イコール焼却炉をつくり管理運営していく組織ということになってしまふんじやないかと思うんですが、果たしてそれでいいのかという疑問がございます。

言うまでもなく、ごみ、いわゆる廃棄物につきましては、現在のところ、資源、可燃、不燃、有害というくくりがあって、しかも、一般廃棄物、産業廃棄物という区分けもございます。

こういった中で、現在、計画中の焼却炉は基本的には、主に一般廃棄物の可燃物に的をしぼったものとい

う捉え方でいいのかということを、まず、確認させていただきたいと思います。

もちろん、不燃物の一部も焼却の対象になるとお聞きをしておりますが、それでは、それ以外のごみ、廃棄物をどう処分するのか、また、それによって、最終処分場の延命がどの程度になるかも含めて改めてお聞かせをいただきたいと思います。

と申しますのも、これは、釧路市議会でも提言をさせていただいておりますけれども、可燃物の割合の多くを厨芥ごみいわゆる生ごみ系が占めております。

釧路市を例にいたしますと平成13年度の計画収集、自己搬入の可燃ごみおよそ8万2,000トンくらいになるんじゃないかなと思うんですが、これを荒っぽく分析させていただきますと、だいたい25%は資源物、それから15%は不燃物であります。

残りのおよそ60%が可燃ごみということになるんですが、実はこの中の40%は厨芥ごみです。

つまり、市が一般廃棄物の可燃物を燃やすということに焦点を置いてるんだとすると、その中の6割から7割は厨芥ごみということになるわけで、これは多分他の町村の状況も似たり寄ったりではないかと思いますが、これによってはじき出された数字こそが焼却炉の規模決定に大きく関与したものと考えます。

市では、家庭での生ごみ堆肥化を推進するため、コンポスト容器や電気式生ごみ機の助成、あるいは市民団体によるダンボールコンポストの導入指導などを行っておりまます。

他の町村でも同じような取組みが進められていると思いますが、これでどの程度厨芥ごみの減量を見込んでいるのでしょうか。

先日、埼玉県の久喜市と宮代町にある衛生組合を訪問させていただきました。

ここでは、焼却炉の更新に当たってごみ減量に早くから取り組んでおり、スローガンを「げんりょう化大作戦」この「げんりょう」については減らす「減量」とつくる源になる「原料」という2つの漢字を当てはめて考えております。

コンポスト容器や電気生ごみ処理機への助成はもちろん、数年前から剪定枝の堆肥化にも取り組んでいますほか、いくつかの地域には大型の生ごみ処理機を設置して、自治会の管理のもと周辺住民が生ごみを持ち寄って共同で堆肥化を行っているところです。

できた堆肥は周辺の農家や住民に提供されており、配布の日には行列ができるともお聞きをいたしました。

当然、分別に対する住民の意識も高く、かなりの成果も上げているわけですが、このような私からみればごみ処理の先進地とも言える久喜・宮代衛生組合が、この春から生ごみの堆肥化施設のテストプラントを稼動させるということでございます。

この事業を進めるに当たっては、衛生組合が既に地域で70回もの説明会を開いて啓発をし、このプロジェクトへの参加を募ったところ、現在全住民の4分の1に当たる自治体が取組みに手を挙げたとのことです。

ここでは、生ごみという呼び方すら、台所資源という呼び方に変わっておりました。

つまり、ごみ処理の先進地ですら生ごみをどうするかということが、ごみ処理全体の中の大きなウエイトを占めるようになったということです。

釧路市もこのことに目をつぶって前に進むのはいかがなものかというふうに考えております。

最初に、広域連合の果たす役割と申し上げましたが、私は、広域連合が将来焼却だけでなく全ての廃棄物の処理に関わる組織になっていくことを希望しております。

この地域には、多くの資源化できる廃棄物があります。

資源化できるものを廃棄物、掃いて捨てるものと言ってしまうのもどうかと思うのですが、例えば、水産、農林、畜産、食品加工、スーパーからなる残渣や排出物、ホテル、飲食業、給食センター、病院、老人ホームの残飯といった有機物は、少なくとも堆肥にして土に返すという道が確立しているわけで、これまで取り組んできている資源化という方策の範囲を広げることと並行しての焼却炉建設であってほしいわけです。

行政の側が、燃えるものは燃やすから、燃やさなければならぬものだけを燃やす、この意識の転換を図ることが、焼却炉の維持コストを低減させ、何よりこのことが住民への分別や堆肥化のお願いには不可欠と考えますが、いかがでしょうか。以上で1回目の質問を終わります。

○議長花井紀明君 理事者の答弁を求めます。連合長。

○広域連合長伊東良孝君(登壇) 土岐政人議員のご質問にお答えいたします。

広域連合の果たす役割についてお尋ねでございますけれども、まず、その焼却炉のためだけの組織なのかという最初のご質問でございますが、ご案内のとおり、釧路広域連合は、平成10年9月に管内10市町村により設立された、釧路支庁管内ごみ広域処理検討協議会、並びに平成14年4月に6市町村によって設立された、同推進協議会でのごみ広域処理の検討結果を踏まえ、14年8月に設立されたものであります。

このごみ広域処理の検討におきまして、管内で排出される一般廃棄物のうち、資源ごみ、粗大ゴミ、不燃ごみについては、構成市町村がそれぞれ対応することとし、可燃ごみについて焼却施設を設置して共同処理する方針を確認しているところであります。

したがいまして、当広域連合といしましては、連

合規約第4条に規定されているとおり、ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務を行うことということが基本であります。

ただ、ただいま本当にいろんな例もあげていただきまして、有効なお話を聞かせていただいたところでございますけれども、現在の広域連合におきましては、焼却施設の建設そしてその運営というのが、いまの緊急のそしてまた、一番の課題で取り組んでいるところであります。

しかし、その広域処理の視点に立って可燃ごみ以外のごみ全般の処理についても、これは構成市町村の皆様に対して私どもも指導的役割を果たし、積極的に今後かかわっていくべきであると、この主旨のご提言でございますが、当然、私どもも将来のこれは重要な検討課題として、受け止めさせていただいているところであります。

また、最終処分場の延命策あるいは厨芥ごみ処理の減量については、この後事務局長から答弁をさせたいと思いますが、生ごみ系の処理につきまして、広域連合として取り組む考え方はないかというご質問につきましては、この生ごみの処理につきましては、堆肥の利用先の確保や新たな分別収集体制を構築しなければならないなどの課題がありますことから、構成市町村の施策や住民及び事業者の協力により、排出段階でコンポスト容器等による自家処理を進め、排出抑制を図っていくことが確認されておりまして、今後、堆肥化等の共通課題につきましては、この構成市町村間の情報交換や協力連携が図られるよう、本連合としても今後十分に配慮してまいりたいとこのように考えているところであります。

以上であります。

○議長花井紀明君 事務局長。

○事務局長藤田正一君(登壇) 土岐議員さんのお尋ねの中、前段で、それぞれの各市町村における可燃ごみ以外の廃棄物の処理の取組みがどうかと。あるいは、それに関連して最終処分場の延命の程度というなお尋ねがございました。

この可燃ごみ以外の物について不燃ごみですか、それから資源ごみですか、さまざまあるわけでございますけれども、私ども、広域連合を設立するに当たり、前段で構成市町村における多年にわたる協議を進めてございまして、その中で申し合わせ確認されている事項の1つでございますが、基本的に広域の組織としては可燃ごみの中間処理として焼却処理を行うということが1点ございます。

それから、それ以外の不燃ごみなり、あるいは資源物のリサイクル等々につきましては、それぞれの構成自治体が責任をもって対処していくと、このようなことになっているわけでございます。

したがいまして、それぞれこの不燃ごみ、あるいは

資源物については取組みを進めているわけでございます。

したがって、その結果として、最終処分場でございますけれども、この最終処分場につきましても、それぞれの自治体が責任をもって整備すると、こういうことになってございまして、お尋ねの延命の程度の話でございますけれども、それぞれその不燃ごみ、あるいは資源物の取組みがそれぞれの自治体でされる関係上、広域連合としては、そういったものを総括的に件数的な把握をするというような状況には、残念ながらなってございません。

それから、最終処分場でございますけれども、この最終処分場の延命を考える場合、それぞれのいわゆるその可燃ごみの焼却方式、焼却をしていたか、今、いないかということによって当然、埋める量が圧倒的に変わってまいりますので、延命の程度は変わってまいります。

それから、いま申し上げましたように不燃ごみを今後、さらにどんなふうに、例えば、廃プラスチックのようなものをさらにまた、リサイクルするのかしないのか、ということによってもまた、状況が変わってまいります。

それから、処分場そのものの今持っている、あるいは建設している、いく、規模、それから状況、それから、どういう形で埋立てするのかということによっても、さまざま状況が変わってまいりますので、残念ながら広域連合として今、それぞれの処分場の延命の程度の試算というものはしてございませんので、ご理解賜りたいというふうに思います。

それから、もう1点、生ごみの取組み、釧路市の例を上げていただきながらお尋ねがございました。

この生ごみの処理というのも議員ご指摘のとおり、今後のごみの広域処理の施設規模に関係してくるわけでございまして、釧路市につきましては、既にご案内のとおりでございますけれども、それぞれコンポストなり、あるいは電気生ごみ処理機なり、議員ご指摘のあったとおり、そういう取組みを進めまして、いわゆる各家庭30%の削減の取組みを進めていくと、こういうことで考えてございます。

それから、それぞれの構成市町村のうち、町村の部分については、いずれの町村につきましても、それいま言ったような取組みで、それぞれ家庭系のもので10%の削減を見込んで生ごみの減量対策に取り組んでいくと、こういうことで、私ども、この生ごみの減量については取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長花井紀明君 10番土岐政人議員。

○10番土岐政人君(登壇) それぞれ、お答えをいただきました。

まず、連合長からお話をありました、その生ごみの堆肥化については、システムの構築あるいは使い道云々というお話がございましたので、これについて再度お伺いをしたいと思います。

そもそも、この広域ごみ検討協議会から現在に至る部分の中で、生ごみの堆肥化については、こういったことがあって断念をしたという話は私も市議会の中で質問をして、お伺いをしております。

ただですね、先程、私、話の中で、こういったいろんなものがあるということで、水産、農林、畜産、食品とずっとと言ったと思うんですが、この時に検討したのは、おそらく生ごみの堆肥化、生ごみオソリーの堆肥化でなかったかなというふうに、私は考えております。

どういうことかといいますと、先程言いましたように、釧路市の場合ですが、水産、畜産、食品加工そういったところで、それぞれが結構な負担をして処理をしているということで、ちょっとと言わせていただきますと、例えば、水産加工の廃水処理汚泥や沈殿物の処理に年間4千数百万円かかっている。

トン単価はだいたい1万円とか1万4,000円というお話を、これは9月議会の中でいただきました。

それから、新野の堆肥センター。これは牛のふん尿を処理しているところでございますけれども、ここも畜産農家が成牛1頭当たり1万7,000円ということですから、これも3,000万円以上の負担をして運営をされているというようなことでございます。

その後、市内の食品加工業者さん何件か知ってるところがありまして、聞いてみたんですけれども、専門の業者さんに委託しているけれども、運賃除いてもだいたいキロ当たり10円以上取られているということが、トン当たり1万円以上という処理経費がかかっています。しかも、生ごみはちゃんと分別して出してますよというんですね。

先日、たまたま阿寒のホテルに泊まる機会がありましたので、ちょっと聞いてみたんですが、生ごみを入れる袋を有料で購入しているということです。量がどのくらい入るかわかりませんけれども、1枚150円とかというお話をされておりました。

というように、それぞれが多くの負担をしながら処理している部分があるんですから、これと家庭からである厨芥ごみを、あるいは最初は給食センターとかホテルから出てくる大量に出てくる分だけでもいいから、何とか処理する道すじがないのかなというのが、私の持論でございます。

それから、使い道がないというお話もされました。

確かに、現在、市にある堆肥センター、ここはできた堆肥を牧草地にまく、という限定した使用のことがございますので、異物が入ったら困るとか何とかというお話がされているのは事実です。

ただし、これがうまく牧草地にまくもの、あるいは一般的な花壇にまくもの、あるいはパークゴルフ場やゴルフ場に使う、あるいは公園の花壇に使うというような使い道を考えていった場合に、私は使い道は相当あるんじゃないかなと。

どうしてもだめだったら、太平洋炭鉱のずり山にまいて、いま、芝桜という話がありますけれども、そういうものの堆肥に使うとか、使い道は皆で考えていくべきいろいろあるんじゃないかなと、いうふうに考えております。

それから、こういったことで先程も久喜・宮代衛生組合の取組みのお話をしましたけれども、道内でも実際に生ごみの堆肥化に取り組んでいる町がいくつかございますし、これは山形県の長井市というところでは、すでにレインボープランということで、地域資源循環型社会への構築を進めているというような話もございます。

違った取組みをしているところでは、これは大手のスーパーさんなんかでは、自分のところで大型の生ごみ器を導入して処理しているんですが、これのできたものは残念ながら、釧路市内の農家さんじゃなくて、どこかほかの町村の農家さんが使っていたいいるというようなお話を聞いております。

さらに、隣の厚岸町さんの話なんですが、それは、厚岸町営牧場の中にやっぱり堆肥センターがあるんですけども、ここで畜産、ふん尿の堆肥化の中に給食センターや老人ホームの食品残渣を混ぜて、堆肥化しているというような話もあります。

ですから、こういったものがもう既に始まっているということに、もっとしっかりと目を向けて、何とかそういう部分で逆に言うと焼却炉に係る負担を小さくしていくということへの道筋でもあると思いますので、今後さらに研究をしていただきたいというふうに考えます。

以上で私の質問を終わります。

○議長花井紀明君 理事者の答弁を求めます。連合長。

○広域連合長伊東良孝君（登壇） 十岐議員の再度のご質問であります。おっしゃられている主旨、よくわかります。

生ごみというのが焼却炉に極めて大きな負担を与える、あるいはカロリー不足を起こす、そういうことは、ずっと言われております。当市としてもいわゆるコンポストあるいはまた、電気生ごみ処理機等々の導入を一生懸命図っているのも、そういった観点からであります。今後大規模に発生する給食センター、病院等々の生ごみ等含めて、これについてぜひ研究していきたいとこのように思うところであります。

以上であります。

○議員花井紀明君 次に13番戸田悟議員の発言を

許します。13番戸田悟議員。

○13番戸田 悟君(登壇) 発言通告をさせていただきました、ごみ焼却施設の建設についてお伺いをいたします。

広域ごみ焼却施設の建設期間は、平成15年度敷地造成、平成16年度は建築設備工事、プラント設備工事であり、平成17年度はプラント設備工事、建築設備工事、そして試運転であります。

平成18年度に施設稼動となっております。

処理方式は高度な技術を伴うプラントシステムであるため、専門知識による焼却方式の選定作業が必要となり、専門知識を有する学識者5名によって、釧路地域に適した焼却方式の比較評価がされ、ガス化溶融方式のうち3方式が釧路広域処理に適しているとの推薦を受けました。

現状のごみ排出量を基に参加市町村が減量の努力をすることを検討した結果、施設整備計画は、施設規模を240トンと計画して、施設建設に要する経費については3カ年の継続事業として、平成15年度釧路広域連合一般会計予算に計上され、議案第1号として提示されたのであります。

釧路広域連合として焼却対象ごみ量及び施設規模を確定したことから、議会及び住民の理解をいただきながら、住民説明会、生活環境影響調査結果の縦覧手続、施設整備計画に係る関係機関との協議、施設の仕様に係る検討協議、広域ごみ処理に関する周知啓発、ごみ処理技術などに関する調査研究の業務を今後は遂行していくとしております。

そこで、ガス化溶融方式のうち3方式が評価推薦を受ける際、釧路地域の特性に適してるとの判断に至る評価項目については、環境保全、資源エネルギー保全性、経済性、実用性、安定性、安全性であり、重点的には、環境保全、経済性、安定性で70%を釧路広域連合として重視したことから、施設建設に当たって数点にわたってお考えをお聞きいたします。

ガス化溶融炉は実績に基づいた技術の信頼性、安定稼動と制動の発揮がなされているかが、重視すべき点であります。建設コストの重要性もさることながら、用役費、点検・補修費などのランニングコストは稼動後15年から20年継続するものであり、補助対象とならないランニングコストの増加を招いては財政に大きな負担を強いることとなります。

このことから、平成14年12月1日のダイオキシン新ガイドラインに伴う規制で、平成12年度に発注となった30数件のガス化溶融炉が稼動を始めておりますが、仕様書どおりの性能を発揮しているのか、立ち上げ状況の調査が必要であると考えます。

調査、研究をすることによって、地域特性を十分に理解されている釧路広域連合事務局が施設整備計画書を地域に合った計画書として、確立できるのでありま

すから、調査研究を早急にすべきと考えます。

ごみは資源であり、今後の資源リサイクルの進展などを考慮するとき、ごみ質が変動した場合の適応性が求められ、ごみ質は常に変動するものであることから、変動に対して柔軟に対応できるシステムが導入されることが最も重要であります。

ガス化溶融炉はごみをエネルギーにすることはもとより、ここに来て重視すべきことは、溶融スラグを資源化することにより、最終処分量を大幅に削減できることであります。溶融スラグの資源化を促進するためにJIS化の動きがあることです。

安全性の観点から、土壤環境基準の強化が平成15年度にも国によって実施されることは、東京都や埼玉県は既に実施済みであることを見ても、間違いない方向であると受け止めなければならないであります。

土壤環境基準に合致している溶融スラグを産出できる施設建設を進めなければなりません。

釧路広域連合は、広域ごみ処理の推進のため、構成市町村と連携を密にしながら計画のより具体的な内容について、検討協議を図るため、4月には技術審査委員会を設置して、施設建設を進めていくとしておりますが、ガス化溶融炉そのものに関する技術力は無論でありますが、土木建築を含めた総合的な技術力が求められること、大規模なごみ処理の焼却施設となることから、瑕疵担保期間が過ぎた後でも、釧路広域連合の施設運営に親身で協力をすることが望まれること。

20年間の長期にわたってアフターケアを期待するに足りる経営体力や支援体制が整っていて、なおかつ、即応性が確かであることなど、最初に価格ありきで経済性を追求することは安全性の欠如を招きかねないのであり、品質を重視することを忘れてはなりません。

判断するために、評価を間違うことのないよう技術審査委員会の責務は次なる世代、次なる時代のまちづくりのためにも洞察力を駆使して施設建設に取り組むことを切望することから、住民のための施設として、施設建設に当たって、重視すべき点を十分に吟味して決定していくべきと考えますので、見解をお伺いし質問を終わります。

○議長花井紀明君 理事者の答弁を求めます。連合長。

○広域連合長伊東良孝君(登壇) 戸田悟議員の質問にお答えをいたします。焼却炉の建設に当たってであります。15年もしくは20年の長期にわたって使用する焼却施設について、しっかり審査せよというお話をございます。

ご案内のとおり、広域ごみ焼却施設につきましては、検討協議会及び推進協議会の議論経過や地域住民等の要望意見を踏まえて、技術検討委員会において、先程お話ありましたように、環境保全、資源エネルギー保全性、そして、経済性、実用性、安定性、安全性

の6つの評価項目について釧路地方の特性を考慮し、比較検討した結果、ガス化溶融炉3方式が推薦をいただいたところであります。

また、さらに技術検討委員会からは、実績があり信頼性の高いメーカーの選択、さらには耐震設計、耐震構造の採用、この2点につきまして、付帯意見が申し添えられたところであります。

現在、試運転中のたくさんの焼却炉につきまして、調査研究をすべきというご指摘でございますけれども、これも先程の梅津議員のご質問にご答弁させていただきましたように、あらゆる事例を集めて万全を期したいと、このように思っているところであります。

焼却施設の建設に当たりましては、ご指摘のごとく単に建設費の経済性、いわゆる安ければいいというものではなく、維持管理費の縮減あるいは廃熱を利用した発電、溶融スラグの資源化の取組み、あるいはまた、メンテナンスのしやすさ、長期的な耐久性等々につきましても、これらは十分に配慮をしていかなければならぬものと考えているところであります。

さらには、また、ごみ質の変動にも柔軟に対応できる安全かつ安定的に稼動する焼却施設になるよう、今後とも調査研究に努めるとともに、発注業務等にも万全を期してまいりたいと、このように思うところであります。

技術審査委員会あるいは当広域連合におきまして、これらの点をですね、しっかりと今後踏まえて何度も申し上げますが、安ければいい、早ければいいという話ではないというふうに、私どもも意を用いてこれらに取り組んでまいりたいとこのように思う次第でござりますので、どうか今後ともよろしくお願ひを申し上げる次第であります。

以上であります。

○議長花井紀明君 以上をもって、質疑並びに一般質問を終結いたします。

#### 議案第1号から第3号まで討論省略

○議長花井紀明君 この際、お諮りいたします。議案第1号から第3号までに対する討論を省略し、直ちに採決に入ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長花井紀明君 ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

#### 議案第1号表決（起立多数・可決）

○議長花井紀明君 議案第1号 平成15年度釧路広域連合一般会計予算を採決いたします。本案を原案可決と決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立（多数）〕

○議長花井紀明君 起立多数と認めます。よって、

本案は原案可決と決しました。

#### 議案第2号表決（可決）

○議長花井紀明君 議案第2号 釧路広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案可決と決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立（全員）〕

○議長花井紀明君 起立全員と認めます。よって、本案は原案可決と決しました。

#### 議案第3号（同意）

○議長花井紀明君 議案第3号 収入役の選任について同意を求める件を採決いたします。

本案を原案同意と決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立（全員）〕

○議長花井紀明君 起立全員と認めます。よって、本案は原案同意と決しました。

#### 特別職挨拶

○議長花井紀明君 ただいま収入役に同意されました、奈良敏秀さんから発言を求められておりますので、これを許します。奈良敏秀さん。

○収入役奈良敏秀君 ただいま、釧路広域連合の収入役に選任同意をいただきました奈良でございます。身に余る大役でございますが、会計事務の責任者として厳正かつ公正な事務執行に努めてまいりたいと思ってございます。

委員各位におかれましては、ご指導、ご鞭撻の程、よろしくお願ひ申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

#### 閉会宣言

○議長花井紀明君 以上をもって、今議会の日程はすべて終了いたしました。

平成15年第1回釧路広域連合議会2月定例会はこれをもって閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後3時3分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

釧路広域連合議会 議長 花井紀明

同 議員 森江裕司

同 議員 酒巻勝美

## 平成15年第1回釧路広域連合議会2月定例会議決結果表

会期自 平成15年2月20日

至 平成15年2月20日

(1日間)

釧路広域連合議会議長 花井紀明

議案番号	件名	提出者	議決年月日	議決結果
議案第1号	平成15年度釧路広域連合一般会計予算	連合長	15.2.20	原案可決
議案第2号	釧路広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	タ	タ	タ
議案第3号	収入役の選任について同意を求める件	タ	タ	原案同意

## 議会に報告されたもの

報告番号	件名	提出者	報告年月日	報告結果
釧路広域監査報告第1号	例月出納検査報告書	監査委員	15.2.20	報告完了

## 平成15年第1回釧路広域連合議会 2月定例会 質疑・一般質問発言項目一覧表

順位	月日	議席番号・発言議員	通 告 内 容
1	2/20 (木)	7番 那珂久雄 (白糠町)	<p>1 ごみ施設整備計画の変更</p> <p>(1) 当初、平成14年9月時点で焼却対象ごみ量(トン/日)191.11トンが5ヵ月後に行われた見直しで177.06トン、故に施設規模(トン/日)も260トンから240トンとなった。理由は減量努力とある。逼迫財政下おおいに歓迎するところだが、当初計画の過大はなかったのか。</p> <p>また、人口推移を見て示された数値、施設規模について、今後変更はないか。</p>
2	2/20 (木)	11番 奈良輪久美子 (釧路町)	<p>1 ごみ広域処理の住民の理解</p> <p>(1) 広域処理について、住民への周知と理解をどのように進めてきたか。</p> <p>(2) 広域処理の一番の目的であるダイオキシン対策について、住民の理解は進んでいるか。</p> <p>(3) 風評被害の対応策</p> <p>2 焼却炉建設は延期を</p> <p>(1) 各自治体の分別・リサイクルの状況</p> <p>(2) ガス化溶融炉の安全性</p> <p>(3) 焼却するかしないかも含め、ごみ処理の方法を住民の知恵も借りて模索すべきでは。</p>
3	2/20 (木)	17番 梅津則行 (釧路市)	<p>1 ごみ処理施設の建設工事の発注</p> <p>(1) 最近の施設のトラブルについて、どのように情報をを集めているのか。また、その内容を知りたい。</p> <p>(2) 発注をめぐる問題について、どんな対策を考えているのか。</p>
4	2/20 (木)	10番 土岐政人 (釧路市)	<p>1 広域連合の果たす役割</p> <p>(1) 焚却炉のためだけの組織なのか。</p> <p>(2) ごみ全般に関わっていくべきでないか。ごみ割合の分析について</p> <p>(3) 生ごみ系の処理について、広域連合として取り組む考えはないか。</p>
5	2/20 (木)	13番 戸田悟 (釧路市)	<p>1 ごみ焼却施設の建設</p> <p>(1) 施設建設に当たって重視すべき点</p>

平成15年第1回2月定例会議事経過

会期	年月日	曜	区分	内 容	
1	15. 2. 20	木	本会議	開会 議席の決定 会期の決定 提案説明、表決 収入役選任 閉会	13:16~15:03

釧路広域連合議会会議録  
平成15年第1回2月定例会

平成15年3月発行

編集・発行 釧路広域連合議会事務局

〒085-8505 北海道釧路市黒金町7-5  
電話 (0154) 31-4581

印 刷 株式会社 藤 プ リ ン ト  
電話 (0154) 22-9311